

[第9回総会 来賓メッセージのご紹介(概要)]

◆山梨県県民生活安全課課長 相原靖志 様

「日頃より、本県消費者行政の施策、事業の推進に関し御理解と御協力を賜り厚く感謝申し上げます。デジタル化の急速な進展やコロナ禍の影響等により消費者を取り巻く社会環境が変化中、消費者トラブルも複雑化、多様化しております。県民の安全で安心な暮らしを守っていくためには関係機関との連携が大変重要であるため、適格消費者団体の認定取得を目指しておられる貴団体には、引き続きお力添えくださいますようお願い申し上げます。」

◆山梨県県民生活センター所長 小高和也 様

「皆様におかれましては、消費者被害の予防と救済のため様々な活動をされておりますことに敬意を表します。当センターへの消費生活相談は前年度に比べて約1割増加し、社会のデジタル化を象徴するような相談が数多く寄せられました。貴団体におかれましては、適格消費者団体の認定のため取り組んでいかれると伺っております。これからも県民がより豊かな消費生活を安全・安心に営むことができますよう、お力添えを賜りたく存じます。」

♡ — ♡ — ♡ — ♡ 理事のひとこと ♡ — ♡ — ♡ — ♡



皆さん、こんにちは。

私の当組織での役割は、理事会事務局とあわせ、会員・一般消費者に向けた啓発活動を行う役割を担っています。これまで、「消費者被害にあわないために」「キャンセルレス決済って？」などの消費者講座を通し、参加者の皆さんと消費者被害にあわないための基礎知識や対処を学ぶことができました。

今年も、啓発に向けた講座開催を予定していますので、こんなテーマで取り組んでほしい！など、ご希望がありましたらお気軽にご連絡ください。

皆様が安心して暮らす事のできる地域、社会づくりに一層努めてまいります。

理事 小沢浩二（生活協同組合パルシステム山梨）

シリーズ！みんなで学ぼう！

◆ 消費者を守る4つの法律をシリーズで掲載します

その3 [特定商取引法] ①訪問販売

特定商取引法には7つのタイプがあります。今回は、①訪問販売です。

- ★「訪問販売」は、消費者と事業者が、自宅や喫茶店などの営業所以外の場所で契約を締結する場合に該当します。ほかにも、路上で呼び止めて営業所へ同行したような場合や、ショッピングモールの一画や公民館などを一時的に借りて行われる展示販売なども訪問販売に当たる場合があります。
- ★訪問販売では、事業者は、消費者に対して、商品の種類や数量、価格など法律で定められた事項を漏らさず記載した契約書等を交付する義務があります。また、消費者に対して事実と異なることを告げたり、故意に重要な事実を告げなかったりすることなどが禁止されています。
- ★訪問販売については、上記の契約書等の書類を受け取ってから8日以内であればクーリングオフができ、理由がなくても契約の解除などができます。また、通常必要とされる量を著しく超える量を購入してしまった場合には、過量販売を理由に契約の解除等ができます。
- ★訪問販売の契約の際に不当な勧誘行為があった場合や、契約書に不当な契約条項があったような場合には、適格消費者団体による差し止め請求の対象となります。



次回は、特定商取引法 ②通信販売です。



消費者被害をなくす活動のために会員になっていただける方を募集しています！
消費者講座の運営協力や、ニュースレター発送作業などをしていただける協力員も大歓迎です！